

銃砲刀剣類に不安を感じたら・・・

～ 銃砲刀剣類所持等取締法第29条第1項の規定に基づく
都道府県公安委員会に対する申出制度について ～

平成21年6月1日から、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）の一部が施行され、「都道府県公安委員会に対する申出制度」が設けられました。

この制度により、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人が、

- ・ 人に危害を加えるおそれがある
- ・ 公共の安全を害するおそれがある
- ・ 自殺をするおそれがある

と思われるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができるようになりました。

ご不明な点については、お近くの警察署におたずねください。

受付窓口

警視庁及び各道府県警察本部、警察署、交番、駐在所

申出の方法

電話、口頭、メール、ファックス等方法を問いません。

申出の対象

同居している人、近隣に住んでいる人、職場の同僚で、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人

受理後の措置

申出事実の確認をするため必要な調査をして、適正に措置します。

警 察 庁